

前橋市個人情報保護審査会運営要領

令和５年 月 日前橋市個人情報保護審査会決定

（趣旨）

第１条 この要領は、前橋市個人情報保護審査会規則(令和５年前橋市規則第 号)第５条の規定に基づき前橋市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査の原則）

第２条 審査会は、前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年前橋市条例第４４号。以下「条例」という。）第１６条の規定により審査庁から諮問（議会にあっては意見の聴取。以下同じ。）を受けたときは、速やかに答申（議会にあっては意見を提出）するよう努めるものとする。

（審査の手続）

第３条 審査会は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第８２条第１項若しくは第２項、第９３条第２項又は第１０１条第２項並びに前橋市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年前橋市議会条例第 号。以下「議会条例」という。）第２５条第１項若しくは第２項、第３５条第２項又は第４２条第２項の規定により市の機関等（議会を含む。以下同じ。）が決定した保有個人情報の提出を求めるものとする。

２ 審査会は、諮問があったときは、審査請求人に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２９条第２項に規定する弁明書の写しを送付し、相当の期間を定めて、弁明書に対する反論を記載した書面(以下「反論書」という。)の提出を求めるものとする。

３ 審査会は、反論書の提出があったときは、市の機関等に対し、その写しを送付するものとする。

（第三者からの意見の聴取）

第４条 審査会は、法第８２条第１項若しくは第２項、第９３条第２項又は第１０１条第２項並びに議会条例第２５条第１項若しくは第２項、第３５条第第２項又は第４２条第第２項の決定のあった保有個人情報に、個人、法人等又は国等（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記載されているときは、必要に応じ、口頭又は書面により当該第三者から意見を聴取するものとする。

（意見等の聴取）

第５条 審査会は、審査請求人、市の機関等の職員その他の関係者（以下「審査請求人等」という。）から、審査会に出席して意見又は説明を述べることの申出があったときは、その機会を与えることができる。

（補佐人）

第６条 審査会は、審査請求人等が行政不服審査法第３６条の規定による質問に当たって、補佐人の付添いを申し出たときは、これを認めることができる。

(意見等の陳述者の数)

第7条 審査会に出席して意見又は説明を述べることができる者の数は、5人以内とする。
ただし、審査会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(議事録の作成)

第8条 審査会の議事録は、開催日時、会議に付した事案の件名、議事の概要等を記した
要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員（以下「出席委員」という。）の承認を得て、会長及
び会長が指定する出席委員1人が署名する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会
に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。